

■トライくるみん認定とは

○認定を受けると、くるみん認定、プラチナくるみん認定と同じように、トライくるみんマークを、商品、広告、求人広告などに付けることができ、子育てサポート企業であることをPRできます。

さらに、公共調達の加点評価等を受けることができます。（49～50ページ参照）

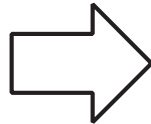
○認定を受けるためには、9項目の認定基準を全て満たす必要があります。

○トライくるみん認定を受けていれば、くるみん認定を受けていなくても直接プラチナくるみん認定を申請できます。

○認定を希望される場合、行動計画の内容が認定基準に合致するかどうか等ご不明な点があれば行動計画策定時に都道府県労働局雇用環境・均等部(室)にご相談ください。
※行動計画期間終了後の計画の変更等は認められませんのでご注意ください。

○令和7年4月1日から、トライくるみんの認定基準とトライくるみんマークが改正されました。改正されたマークは、令和7年4月1日以降に認定申請し、改正された基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※令和7年3月31日までに付与されたマークはそのまま使うことができます。



(変更点)
認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。

■トライくるみん認定基準

認定基準1

～

認定基準4

くるみん認定の認定基準1～4と同じです。（18～19ページ参照）

認定基準5

☆基準改正有

次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であること。

○以下のように計算してください。

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した者の数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} \geq 10\% \quad (\text{小数第1位以下切り捨て})$$

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて20%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

○以下のように計算してください。

$$\frac{\text{計画期間内に} \left. \begin{array}{l} \cdot \text{育児休業等を取得した者の数 (少なくとも1人以上)} \\ \cdot \text{企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の数} \end{array} \right\} \text{の合計数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} \geq 20\% \quad (\text{小数第1位以下切り捨て})$$

○「育児休業等」とは、くるみん認定の認定基準5と同様です。（20ページ参照）

労働者数が300人以下の一般事業主の特例

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば認定基準5を満たします。

- ① 計画期間内に、小学校就学の始期に達するまでの子について、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること。（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）
- ② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
- ③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が10%以上であること。
※P24の経過措置は本特例にも適用されます。
- ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

※令和7年4月1日からの制度改正に伴う経過措置については、24ページを参照してください。

認定基準6

☆基準改正有

計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であること。

○以下のようにそれぞれ育休等取得率を計算してください。

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した女性労働者の数}}{\text{計画期間内に出産した女性労働者の数}} \geq 75\%$$

（小数第1位以下切り捨て）

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した女性有期雇用労働者の数}}{\text{計画期間内に出産した女性有期雇用労働者の数}} \geq 75\%$$

（小数第1位以下切り捨て）

○「育児休業等」とは、くるみん認定の認定基準5と同様です。（20ページ参照）

労働者数が300人以下の一般事業主の特例

計画期間内における女性労働者の育児休業等取得率又は育児休業の対象となる有期雇用労働者の育児休業等取得率に75%未満の項目があった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、当該女性労働者の育児休業等取得率又は育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上であれば認定基準6を満たします。

※令和7年4月1日からの制度改正に伴う経過措置については、24ページを参照してください。

認定基準7

計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。

(1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。

○各月ごとに、以下のように計算してください。

全フルタイム労働者等の計画期間の終了日の属する事業年度における
法定時間外労働時間及び法定休日労働の合計時間数

全フルタイム労働者等の数

(小数第1位以下切り捨て)

○「法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数」とは、労働基準法第36条第1項本文の規定により同項に規定する労働時間(1週40時間、1日8時間)を延長又は休日労働させた場合における、その時間数をいいます。

(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

○労働者ごとに以下のように計算してください。

計画期間の終了日の属する事業年度における各労働者の
法定時間外労働時間の合計時間数

12

(小数第1位以下切り捨て)

認定基準8

～

認定基準9

くるみん認定の認定基準8及び9と同じです。(23ページ参照)

■ トライくるみん認定の申請手続き

- 認定基準の1～9をすべて満たしたら、トライくるみん認定の申請をしましょう。
- トライくるみん認定の申請は、「基準適合一般事業主認定申請書」(様式第二号)に必要な書類を添付して、電子申請、郵送又は持参のいずれかにより、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に申請してください。(様式の記入方法は56～59、62ページ参照)
- 申請書に添付する書類は、25ページの表のとおりです。※⑥男女の育児休業等取得率等について「両立支援のひろば」で公表を行っていることを明らかにする書類は不要です。なお、これら以外の書類についても、必要に応じてご提出いただく場合があります。